

昭和四十五年法律第百三十七号

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### 第三章 産業廃棄物

#### 第一節 産業廃棄物の処理

(事業者の処理)

#### 第十二条

- 5 事業者(中略)は、その産業廃棄物(中略)の運搬又は分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。